資料２

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の認可及び利用定員について

１　設置者の変更に伴う家庭的保育事業所等の認可について

家庭的保育事業等を行う者は、児童福祉法第34条の15第２項の規定に基づき、市町村長の認可を得ることとされている。

もえぎ保育園においては、現在、個人による運営を行っているが、令和８年11月１日をもって「合同会社もえぎの森」が同園の運営を引き継ぐこととし、同園の設置者から令和８年４月21日付けで家庭的保育事業所等認可申請書が提出された。

認可の申請を受け、本市においては、新たな設置者が「いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の基準に適合しているか審査を行った。

認可にあたり、児童福祉法第34条の15第４項の規定に基づき、子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

項目	変更前（～令和８年10月31日）	変更後（令和８年11月１日～）
設置者	草野　美香（個人）	合同会社もえぎの森※
代表者名	草野　美香	代表社員　草野　美香
施設名称	もえぎ保育園 （小規模保育事業所）	もえぎ保育園 （小規模保育事業所）
施設長名	園長　草野　美香	園長　草野　美香
施設所在地	泉もえぎ台３－３－13	泉もえぎ台３－３－13
変更日	令和８年10月31日	令和８年11月１日
収容（認可）定員	19人	19人
設定する利用定員 （需給計画の利用定員）	19人 （19人）	19人 （19人）
特記事項	※「合同会社もえぎの森」は、現在、内郷地区において、 もえぎの森保育園（小規模保育事業所）を運営。	

児童福祉法（抄）

〔家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業〕

第34条の15

２　国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

（略）

４　市町村長は、第２項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

２　利用定員の設定について

利用定員は、特定教育・保育施設の設置者からの申請に基づき、本市が子ども・子育て支援法第31条の規定による確認を行うために定めるものである。

利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要がある。

東田保育園においては、利用者数の実績等を踏まえ、利用定員を変更（減少）するため、子ども・子育て支援法第35条第２項の規定に基づき、同園の設置者から特定教育・保育施設に係る確認事項変更届が提出された。

変更の届出を受け、利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第31条第２項の規定に基づき、子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

設置者	社会福祉法人　敬和会			
施設名称	東田保育園（私立保育所）			
施設所在地	いわき市東田町１-27-6			
変更日	令和８年７月１日			
収容（認可）定員	１２０人			
設定する利用定員	１１０人			
利用定員の内訳	２号	３号		合計
		１・２歳児	０歳児	
【変更前】	６４人	４１人	１５人	１２０人
【変更後】	５７人	３８人	１５人	１１０人

子ども・子育て支援法（抄）

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条

２　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第１項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（略）

（変更の届出等）

第 35 条

２　特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。